

高崎市簡易一般競争入札（総合評価落札方式）共通事項

高崎市簡易一般競争入札（総合評価落札方式）を実施するときは、当該公告によるほか、この共通事項によるものとする。

1 入札参加形態

工事ごとに定める。

2 入札参加資格要件

A 特定建設工事共同企業体による参加の場合

(1) 共同企業体の結成要件

- ① 構成員数は2者とし、共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）1者と代表者以外の構成員1者の組み合わせとする。
- ② 共同企業体の結成は自由意志による自主結成方式とする。ただし、共同企業体の構成員は、一つの案件において同時に他の共同企業体の構成員になることはできない。
- ③ 共同企業体の構成員の出資比率は30パーセント以上とする。
- ④ 代表者の出資比率は、構成員中最大とする。

(2) 共同企業体の構成員の参加資格要件

① 共通事項

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく市の入札制限を受けていないこと。
- イ 高崎市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成16年高崎市告示第288号）の規定に基づき、指名停止期間中でないこと。
- ウ 本市の平成22・23年度建設工事入札参加資格の当該工種において認定を受けていること。
- エ 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく当該工種について、建設業の許可を受けていること。
- オ 当該工種において、建設業法第27条の23の規定により、直前の決算に基づく経営事項審査を受け、当該経営事項審査に係る総合評価値通知書が有効期間内であること。
- カ 当該工種に係る監理技術者又は主任技術者を配置できること。（申請日前3ヶ月以上継続して雇用している者に限る。また、監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けていること。）
- キ 工事実績を要件とする場合は、過去に元請として単体又は共同企業体の構成員（出資比率20パーセント以上のものに限る。）として工事ごとに定める工事実績があること。
- ク 対象工事に係る設計業務等の受託者又は、当該受託者と資本若しくは人事面において関係がないこと。
- ケ 同一の入札に参加しようとする者と資本若しくは人事面において関係がないこと。

コ 会社更生法（昭和14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

タ その他、工事ごとに定める要件を満たしていること。

② 代表者

工事ごとに定める。

③ 構成員

工事ごとに定める。

B 単体による参加の場合

(1) 入札参加形態を「単体による参加」とした場合

2 A (2) ①と同じ

(2) 入札参加形態を「特定建設工事共同企業体又は単体による参加」とした場合

2 A (2) ①及び②と同じ

3 入札参加資格確認申請書及び資料（以下「申請書等」という。）の提出

入札に参加しようとする者は、次に掲げる申請書等を提出すること。

	No.	申請書等	単体の 場合	特定建設工事共 同企業体の場合	
				代表者	構成員
提出 書 類	①	入札参加資格確認申請書	○	○	
	②	同種工事の施工実績（施工実績を要件とする場合）	○	○	—
	③	配置予定技術者の資格・工事経験※	○	○	○
	④	施工実績を判断できる工事請負契約書の写し又は日本建設情報総合センターの工事カルテ（施工実績を要件とする場合）	○	○	—
	⑤	配置予定技術者の資格を証明するもの	○	○	○
	⑥	共同企業体入札参加資格審査申請書	—	○	
	⑦	特定建設工事共同企業体協定書	—	○	
	⑧	共同企業体に係る代表者への委任状	—	○	
※1人に特定できない場合は、複数人提出できる。この場合は人数分提出すること。					
提出場所	高崎市高松町35番地1 高崎市役所契約課 電話 027-321-1211（ダイヤルイン）				
提出方法	持参するものとし、郵送又は電送によるものは認めない。				

4 入札参加資格の確認結果等

(1) 入札参加資格の確認は、前項の申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果については、通知するものとする。

(2) 入札参加資格がないと認められた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。以下「期限日」という。）以内に、書面により、市長に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。提出先は3と同じ。

- (3) 市長は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求められたときは、期限日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）以内に、書面により回答する。
- 5 現場説明会
行わない。
- 6 工事費内訳明細書
- (1) 入札執行に際し、工事費内訳明細書の提出を求めるときは、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書を提出すること。
- (2) 工事費内訳明細書は、設計書と同項目とし、記載内容は少なくとも数量、単価及び金額等を明らかにしたものであること。
- (3) 工事費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- (4) 工事費内訳明細書は、返却しない。
- 7 入札保証金
免除する。
- 8 契約保証金
- (1) 納付すること。ただし、高崎市契約規則に定めるところにより、利付国債若しくは地方債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証に付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (2) (1) に掲げた契約保証金の額、保証金額または保険金額は、請負金額の10分の1以上とする。
- 9 総合評価落札方式による評価方法
- (1) 総合評価落札方式による評価は、総合評価点（次に掲げる評価点を合計した評価点をいう。以下同じ。）により行う。
- ① 価格評価点 入札価格に基づいて算定した評価点
- ② 価格以外の評価点 施工能力等から算定した評価点
- (2) 前項各号に掲げる評価点は、別記「総合評価点算定基準」（以下「算定基準」という。）に基づき配点するものとする。
- 10 総合評価落札方式評価項目算定資料（以下「評価項目算定資料」という。）の提出
- (1) 入札参加資格が有りの通知を受けた者は、次に掲げる評価項目算定資料を提出すること。特定建設工事共同企業体の場合は、構成員ごとに作成し、提出すること。なお、資料の作成については、算定基準の評価項目に基づいて、作成すること。
- (2) 評価項目算定資料を提出しない者は失格とする。
- (3) 提出された評価項目算定資料の変更は認めないものとする。

提	①総合評価落札方式における評価項目算定資料の提出について（様式第1号）
出	②価格以外の評価点算定表（様式第2号）
書	③企業工事成績対象工事一覧（様式第3号）

類	④施工実績評価資料（様式第4号） ⑤災害時等地域貢献実績評価資料（様式第5号） ⑥配置予定技術者工事成績対象工事一覧（様式第6号） ⑦配置予定技術者施工実績評価資料（様式第7号）
提出場所及び提出方法は、3と同じ	

1.1 落札者決定の方法

総合評価落札方式による入札における落札者決定の方法は、次に定めるところによる。

- (1) 入札参加者のうち、次の要件を満たす者を審査対象とするものとする。
 - ① 評価項目算定資料を提出した者。
 - ② 入札書が無効でない者。
- (2) 前項に定める審査対象者のうち、入札書記載金額が予定価格の制限の範囲内の者を対象に総合評価を行うものとする。
- (3) 総合評価点の最も高い者を落札者とする。ただし、総合評価点の最も高い者が、2者以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定するものとする。
- (4) 前項の規定による落札者となるべき者の入札書記載金額が、低入札調査基準価格未満及び失格基準価格以上であった場合は、低入札価格調査を実施し、履行の確保が図られるか否かを調査・検討した後に落札者を決定する。
- (5) 落札者が決定した時は、落札通知書により通知するものとする。また、総合評価に関する審査結果を閲覧により公表する。
- (6) 総合評価に関する審査結果を除き、入札者から提出された資料等は、公表しないものとする。

1.2 その他

- (1) 公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 提出する申請書等の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された申請書等は、提出者に無断で他の目的に使用しない。
- (4) 提出された申請書等は、返却しない。
- (5) 提出された申請書等に虚偽の記載をした場合は、高崎市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき指名停止措置を行う。
- (6) 落札者は、配置予定技術者の資格・工事経験に記載した配置予定技術者を、当該工事の現場に配置しない場合は、契約の締結を行わないとともに（5）による指名停止措置を行うことがある。
- (7) 低価格入札での落札の場合、配置予定技術者の他に専任で同等の要件を満たす技術者を配置すること。